

アンケート結果と令和4年度の講座について

令和4年4月20日
講座総括担当(鎌田)

1. アンケート集計結果について

前回の理事会の決定を受けて4月1日に受講生に令和4年度講座に関する意向調査(アンケート)を実施しました。残念ながら12日に締め切り、集計をしましたが、2名の方から回答を得ませんでした。未回答の方を除外しての集計結果は次の通りです。

(1)				(2)				(3)			
①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
12	43	23	6	33	5	25	3	10	12	43	1
14%	51%	27%	7%	50%	8%	38%	5%	15%	18%	65%	2%

なお、アンケートの設問は次の通りです。

(1) 9月から始まる令和4年度以降の講座受講について

- ① 令和3年度の講座修了をもって、一区切りをつける
- ② 研修科の講座を受講する
- ③ 相談サロンの講座を受講する
- ④ その他(ご自身のお考えを教えてください。)

以下の(2)及び(3)の質問は、相談サロンまたは研修科を受講される方にお聞きします。

(2) 令和5年度以降の受講はどのように考えていますか。

- ① 毎年、申込時に判断する
- ② Windows10のUpdateが終了する令和7年度まで受講する
- ③ 本会から講座の終了を告げない限り毎年受講する
- ④ その他(ご自身のお考えを教えてください。)

(3) 当面はオンライン講座ですが、コロナ禍終息(マスクがいらぬ生活)後は、どのような講座開催を希望しますか。

- ① Zoomでのオンライン講座を希望する。
- ② 教室での対面講座を希望する。
- ③ オンライン講座でも対面講座でも、いずれの方法でも受講する。
- ④ その他(ご自身のお考えを教えてください。)

(4) 本会に対するご意見・ご希望を教えてください。

(1) 令和4年の講座受講希望者

各講座の受講希望者は次の通りです。なお、研修科の受講生で「相談サロン」受講希望の方も研修科希望に含めています。また、④の検討中の受講生は集計から外しました。

令和3年度講座	修了生	令和4年度講座	受講希望者
檀原教室研修科1	9名	檀原教室研修科1	8名
檀原教室研修科2	12名	檀原教室研修科2	8名
宇陀教室研修科1	10名	宇陀教室研修科1	5名
宇陀教室研修科2	12名	宇陀教室研修科2	9名
香芝教室応用科	10名	香芝教室研修科1	9名
香芝教室研修科	13名	香芝教室研修科2	9名
相談サロン	20名	相談サロン	18名
合計	86名		66名

(2) 活動の終局について

アンケートの(2)項で令和5年度以降の参加について設問しましたが、25名(38%)の方が本会が講座を開催する限り参加すると言い、また、5名(8%)の方がWindows10の講座が終えるまで受講を希望しており、今後の活動において留意しておく必要があります。

(3) コロナ禍終息後の講座開催について

アンケートの(3)項でコロナ禍終息後の講座開催方法について設問をしたところ、対面での教室開催希望者は、12名(18%)でした。

研修科の受講生は各講座ともに教室開催に必要な12名以下であり、コロナ禍でなければ講座を閉じているところであり、ある意味ではコロナ禍であるため活動が出来ているところです。

相談サロンについては、4名の方が教室開催を希望していますが、コロナ禍の終息が見えないところであり、コロナ禍終息するまでの毎年度の講座開催はZoomによるオンライン講座として、いつになるかは分かりませんが、コロナ禍終息後の翌年度の講座開催時に再度アンケートを取って、開催方法を決めることにします。

対面の教室開催に必要なWI-FIは、5月が契約更改月であり、一旦契約を解除します。

なお、アンケートにおいては、教室開催希望者以外に、年間数回教室開催を希望されている方もおられるところです。受講生の要望をくみ取り講座の中で情報交換を行うか、講座以外の日にZoomを用いて懇親会を開催するなど講座ごとに考えて頂きたいところです。

2. 令和4年度の講座開催方法について

(1) 募集及び講座開催の判断について

アンケート結果においては、受講希望者5名の講座もありますが、7月には上記講座名で募集を行います。

応募結果において受講希望者が5名以下の講座は開催を断念して、受講希望者には希望をお聞きして他の講座で受講をして頂きます。

(2) テキストに等について

アンケートにも書いたとおり紙のテキストの配布は考えていません。一部の受講生から新たな練習問題やパワーポイント等の新しいアプリの要望がありますが、令和3年度のテキストが最終テキストとして使用していきたいと思えます。

パソコンのテキストは若干見直しをして、講座準備の際に受講生のパソコンにコピーを行います。今年度の講座で問題となった事項については極力吸収・反映していますが、見直すとするれば、テキストについては講座開始までに行う必要があります。どのような方法が良いでしょうか。

テキスト、練習問題の解き方、講座のレジュメの見直しは必要でしょうか。

練習問題の解き方は、その都度修正が可能ですから、問題の発生の都度ご連絡を頂ければ修正を行います。

レジュメについては、皆さんは標準レジュメ（ホームページ掲載をしている学習のポイント）をベースに受講生に合わせて大幅に見直しをして使用されているところであり、今後も各自で見直しをして頂くことにします。

(3) 講座運営体制について

基本的には、令和3年度の講座運営体制を考えています。

(4) 講座開催時間について

現在の講座開催時間は、午前の講座は10時から、午後の講座は13時30分からいずれも1時間30分の予定で開催しているところですが、ほとんどの講座は10数分オーバーしているところです。ひどい時は30分もオーバーすることがあります。また、アンケートの中で多くの方から自分で操作する時間が短い、質問の時間を設けて欲しい等の要望が出ています。

学校の授業でもないですが、講座の開始時刻・終了時刻は決められた時刻を守るのが基本かと思えます。講座終了後に質問を受けているために自ずと時間がオーバーするところであり、講座の内容説明については終了15分前に終えて質問の時刻を設けてはいかでしょうか。

また、練習問題について詳しく説明をするために時間が不足している場合があります。練習問題は基本的には作成課題の機能の復習のために少し易くして作成をしていますから詳しい説明は受講生のためにならないところです。

そこで提案ですが、午前の講座は9時30分から、午後の講座は13時30分から2時間としてはいかがでしょうか。

(5) 受講料について

① 第1案

令和3年度と同様に年間20000円とする。

② 第2案

令和2年度まで受講料は年間24,000円でした。そして、令和3年度はオンライン講座というところで年間20,000円としました。これに従うと令和4年度は紙のテキストの配布がないところであり、年間18,000円が妥当かと思われます。活動全般で見る必要がありますが、講座ごとの収支を考えると1講座8名以上の受講生が必要となります。

③ 第3案

受講生の金銭感覚はいかがでしょうか。

オンライン講座開催であり、気楽に受講して頂くためには、思い切って年間12,000円にすることを考えて見たいところです。講座ごとの収支を考えると12名の受講生が必要ですが、対応方法として、①総会、理事会、講師会等のオンライン会議の活動補助金をなくす、②講座運営を講師2名で行う、③若干予算に余裕があるところで赤字になってから考えるの3案があります。

(6) 講座開始準備について

令和3年度の講座開始に際しては、紙のテキスト配布等もあり受講生に各教室に来ていただきましたが、今年度は紙のテキストの配布もなく、徹底的にZoomを使用した講座運営を考えて、一般的に行われているZoomを用いた講演会等の開催方法に合わせて、次の手順で講座開催準備を行いたいと思います。

① 受講生募集(7月上旬)

② 受講生から受講申し込み(7月中旬締め切り)

③ 理事会で開催講座を決めて講座の開催案内を送付(8月上旬)

④ 銀行振り込または現金書留で受講料納付(8月中旬締め切り)

⑤ 講座開催準備案内(8月下旬)

講座開催案内では、パソコンへのテキストのコピー方法と参加するミーティングIDを受講生個々に連絡をします。

⑥ 講座開催(9月上旬)

3. 令和4年度の活動組織について

(1) NPO法人六樹会パソコンサロンの解散について

NPO法人としての活動を閉めるには、別紙1のとおり、法務局への登記から県庁への報告などがあります。これらの作業をいつだれが行うかです。やはり事務局長を担当させて頂いている私のNPO法人としての最後の作業かと思っています。

令和3年度で本会の基本講座である基礎科及び応用科の講座は全て終わります。また、2項で整理をした通り、令和4年度以降は、基礎講座受講生の後フォローの講座として相談サロン(研修科を含む)のみであり、この機会に、NPO法人としての活動は8月に終わることとして、9月からの令和4年度の講座は新たな組織で活動を行いたいと思いますが、如何でしょうか。

私が担当とすれば、最近はすぐに思う言葉も出なくなり、母親を認知症で亡くしている私としては、早い方が良いかと思っています。

(2) 令和4年度の活動組織について

9月以降の活動については、NPO法人を閉じた場合は、新たな組織(ボランティアサークル)を発足させる必要があります。

新たな組織は、本会の活動も2項で整理をはかった通り、講師以外の方の活動の場がないところです。また、年々受講生が少なくなると講師も活動の場なくなり、みずから活動を終わられる方も出てくるかと思いますが、現状のままであれば、受講生が少なくなった講座は受講生以上に会員の方が参加することとなり、それなりの対策を考える必要があります。

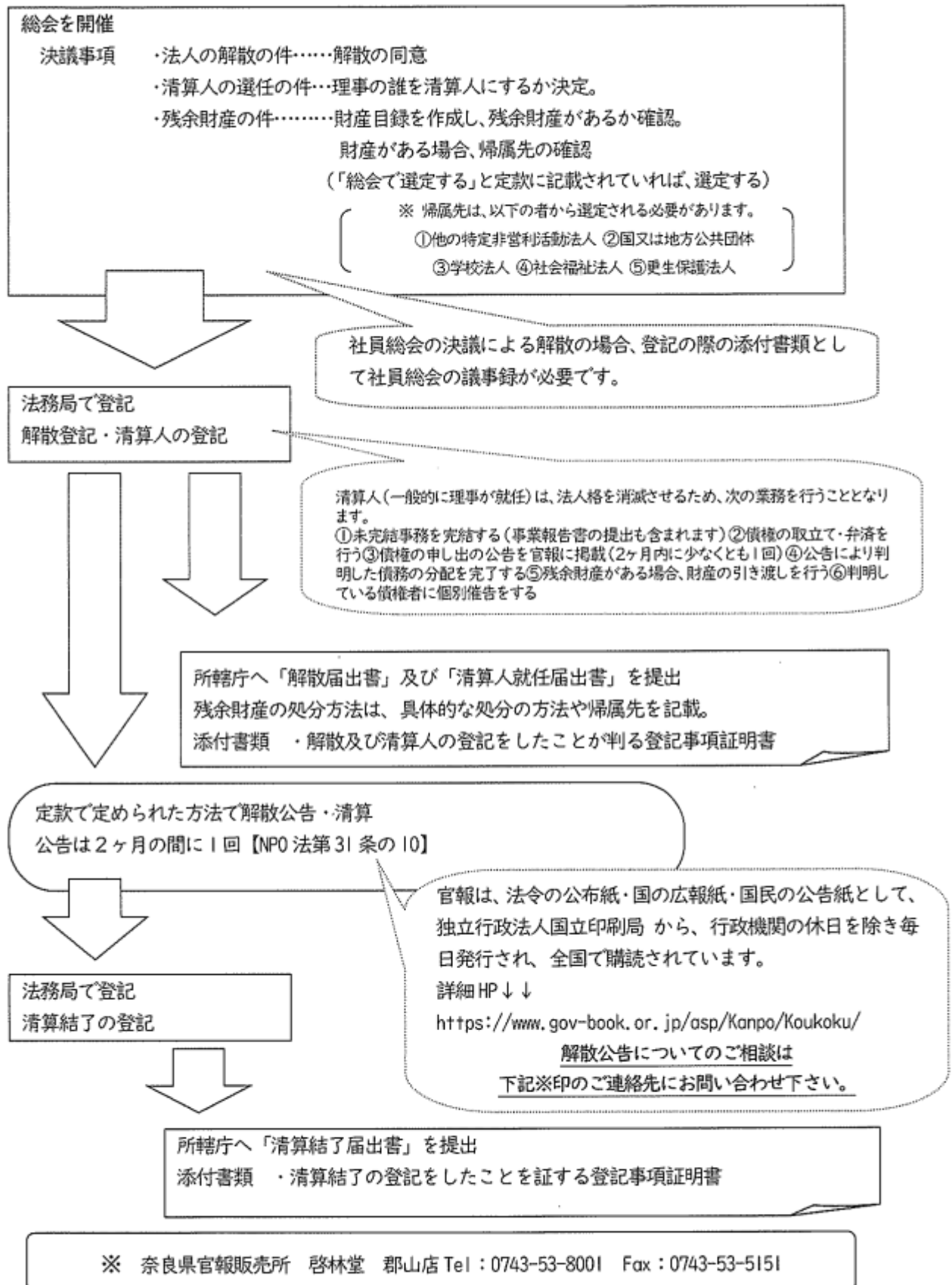
すでに2年間講師以外の方の活動がなくなっているところであり、今後の活動の終局に向かって、会員一人一人が己の活動をどのようにするかを考える時期になったのではないのでしょうか。そこで、新しい組織発足に際しては、7月に会員の皆さんに、今後の活動に対する意向調査(アンケート)を実施して、受講生の受講申し込み状況と合わせて、9月以降の開催講座及び活動体制を明確にしたいと思います。

新しい組織には、当然会則が必要であり、入会金も会費もなし、監査もおかず、必要最低限の議事録にとどめ、身軽な活動を目指して、本会の前身である「PVC六樹会パソコンサロン」の会則を見直し、別紙2の通り会則(案)を検討しました。各章、項についてご検討頂ければ幸いです。

(3) その他

NPO法人の解散、新しいボランティアサークルの発足について了解を得れば、次回の総会に9月以降の活動には触れず、淡々とNPO法人六樹会パソコンサロンの解散を前提とした議案集を作成して、提案したいと思います。

総会の決議による解散フロー



別紙2

ボランティアサークル 六樹会 会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ボランティアサークル 六樹会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、元NPO法人六樹会パソコンサロンの応用科を終えられた方がパソコン操作でお困りになった時に相談を受け、高齢者同士の交友範囲を広げ、生き甲斐と活力をもって暮らせる長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に上げる事業を行う。

- 1、元NPO法人六樹会パソコンサロンで開催していた、相談サロン(研修科を含む)の講座を引き継いで、開催する。
- 2、上記事項に関する情報提供を行う。
- 3、会員相互の親睦を深めるためのイベントを開催する。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、元「NPO法人六樹会パソコンサロン」解散時の会員で、この先活動の場がなくなる中でどのような活動を行うか十分に検討をして、改めて本会の目的に賛同して入会を申請した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- 1、退会届を提出された時。
- 2、第3条の目的に反した時。

第4章 役員等

(種別)

第8条 本会に次の役員を置く

- 1, 代 表 ⇒ 1名(本会を代表して業務を遂行する。)
- 2, 事務局長 ⇒ 1名(代表を補佐し、会の円滑な運営を行う。)
- 3, 書 記 ⇒ 2名(事務局長を補佐し活動の記録及び必要な事務を行う)
- 4, 会 計 ⇒ 1名(会の経理を行う。)
- 5, 運営委員 ⇒ 若干名(会の運営に協力する。)

(選任)

第9条 役員は総会において会員で互選し、会員の承認を得て選出する。

ただし、運営委員は、運営委員会において選任・解任する。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第5章 総会

(種類)

第11条 総会は代表が招集し、議長は出席者の中から選出する。

- 1、通常総会は、毎年1回開催する。
- 2、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合開催する。

(開催)

第12条 総会は会員総数の1/3の出席がなければ開催できない。

(権能)

第13条 総会は以下の事項について議決する。

- 1、会則の変更
- 2、事業計画及び収支予算並びにその変更
- 3、事業報告及び収支決算
- 4、役員を選任または解任
- 5、その他運営に関する事項

(議決)

第14条 議決は出席メンバーの過半数以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

第6章 運営委員会

(構成)

第15条 運営委員会は代表、事務局長、書記、会計と、運営委員会で議決し代表が委譲した運営委員をもって構成し、総会につぐ議決機関である。

(開催)

第16条 運営委員会は、必要に応じ代表が召集し、代表が議長を務める。

(権能)

第17条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1、総会に付議すべき事項
- 2、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3、運営委員の選任、解任に関する事項
- 4、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議決)

第18条 運営委員会は、構成メンバーの2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席メンバーの過半数以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

第7章 経理

(運営費等)

第19条 本会の経理は、次に掲げるものをもって、これにあてる。

- 1、会の運営費は、講座開催等の収入を持って、これにあてる。
- 2、イベント等に伴う費用は、その都度参加者の負担とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

付 則 この会則は令和4年年〇月〇〇日から実施する。